

答申第170号  
平成26年10月3日

神戸市長  
久元喜造様

神戸市情報公開審査会  
会長 米澤 広一

神戸市情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について  
( 答 申 )

平成26年4月15日付神建公管第173号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

#### 記

以下の公開請求における公文書を保有していないことによる非公開決定に対する不服申立てについての諮問

しあわせの村ジャングル温泉は国庫補助金が投入されたが工事途中中止となったが、その補助金は国に返納したのか。井戸掘削に充てた疑いがある。上記の分かる資料。

1 審査会の結論

本件の公開請求に対し、公文書を保有していないことによる非公開決定を行ったことは妥当である。

2 異議申立ての趣旨

(1) 異議申立人（以下「申立人」という。）は、神戸市情報公開条例に基づき、以下の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

「しあわせの村ジャングル温泉は国庫補助金が投入されたが工事途中中止となったが、その補助金は国に返納したのか。井戸掘削に充てた疑いがある。上記の分かる資料」

(2) 市長（以下「実施機関」という。）は、本件請求に対して、公文書を保有していないことによる非公開決定（以下「本件決定」という。）を行った。

(3) これに対し、申立人は、不存在とされた公文書の公開を求めて異議申立てを行った。

3 申立人の主張

申立人の主張を、平成 26 年 3 月 26 日付の異議申立書、平成 26 年 6 月 2 日付の意見書及び平成 26 年 8 月 18 日の意見陳述から要約すれば、概ね以下のとおりである。

国庫補助金に関する文書がないはずがない。

国庫補助金対象の温泉掘削許可書を得たのはしあわせの村の西中央下の堂防調整池であるが、工事工程の都合や地形上二次揚水が必須であったため温泉掘削工事は中止になったと内部資料（開示請求済）にある。温泉掘削工事と並行して散水用の井戸を掘削しているが、これは神戸市単独事業で、国の国庫補助金対象外である。後に井戸を温泉として事後承認させたとしても国庫補助の対象にならないのは当然であるが、なぜか国に返金されていない。

しかし内部資料（開示請求済）には温泉掘削を断念したわけではなく、あくまで温泉を目当てにした井戸を掘削したとある。掘削許可のいらない井戸を隠れ蓑にして、温泉目当ての試掘を何本も掘り、その都度温泉分析をして、温泉に該当した井戸のみ本格掘削するという、温泉法を無視するがごとく悪質な方法で温泉をゆう出させ、その後、堂防調整池の温泉掘削許可書の返納と引き換えに井戸を温泉として認めさせるという姑息な方法で強引に温泉の指定を受けたものである。これは温泉法上絶対あってはならない極めて問題のある行為で、罰則規定が適用されても仕方ない行為である。

温泉法に違反していることを知りながら、何としても温泉を掘りたいがために、公文書さえ偽造してきた罪は重大で看過できないのである。法に反する掘削に国庫補助金が

使われたのは間違いのない事実で、内部資料（開示請求済）に書かれている事実と財団法人神戸市都市整備公社（以下「公社」という。）から兵庫県知事に宛てた公文書「神整公工第 22 号」の内容が全く異なっていることがそのことを如実に示している。すでに時効が成立しているとはいえ、これは正に有印公文書偽造に当たる重大犯罪であることを神戸市長は再認識して、すべての文書を開示すべきである。

ジャングル温泉の設備はしあわせの村の温泉健康センターの一部であるが、ジャングル温泉の掘削は、しあわせの村の温泉健康センター建設工事が始まる前に始め、かつ温泉を掘り当てないと、しあわせの村の温泉健康センターの建設工事計画に支障をきたし、重大な影響を及ぼす。そこで何としても温泉を掘り当てないと計画そのものが成立しなくなり、莫大な損失をかかえることになり、大きな問題になるという強迫観念があり、それが井戸を温泉に仕立て上げる原動力となり、法律さえ犯すという、なり振り構わない行為となって具現化したものと思われる。

申立人はしあわせの村の温泉健康センターの建設工事が中止になったとは一度も述べていない。温泉掘削の中止とセンターのことをすり替えないでいただきたい。申立人が何度も申し上げているのは、温泉掘削工事が中止になったと主張しているのである。

元神戸市建設局公園砂防部長の手記の中に、その当時補助対象でなかった温泉関連施設も補助対象施設の拡大によって国庫補助の正式なメニューになったと書いている。したがって温泉関連施設である掘削事業も国庫補助対象になったのである。

実施機関は、国庫補助はしあわせの村の温泉健康センターの建物の建設工事だけで温泉関連施設の掘削工事は国庫補助を受けていないかのような主張だが、それは事実と違う。温泉としあわせの村の温泉健康センターは温泉関連施設として対をなして国庫補助金がこの計画に投入された。温泉の出ない健康センターに補助金が何の意味があるのだろうか。

#### 4 実施機関の主張

実施機関の主張を、平成 26 年 5 月 2 日付の非公開理由説明書及び平成 26 年 7 月 16 日の事情聴取から要約すれば、概ね以下のとおりである。

ジャングル温泉は、しあわせの村の温泉健康センターの中の施設である。同センターは、当時の土木局が中心となり、昭和 62 年から着工し、平成元年に完成している。完成までの間に途中で工事が中止になった事実はない。

なお、同センターについては、当時の建設省の補助金も充当して建設している。

井戸掘削に関わる工事は、当時の民生局が公社に昭和 58、59 年度に委託し実施したものである。同センターの建設工事と同時期に行われているものでもないことから、補助金を過去の井戸掘削に充当することは、予算執行の観点からも不可能である。

なお、同センターの工事に伴う補助金の受け入れ等のわかる文書は、公文書管理規程の保存年限（「契約に関する公文書で重要なもの」の保存期限は 10 年）を超えているた

め、廃棄しており、現存していない。

## 5 審査会の判断

### (1) 本件請求文書について

申立人が公開請求を行った文書（以下「本件請求文書」という。）は、「しあわせの村ジャングル温泉は国庫補助金が投入されたが工事途中中止となったが、その補助金は国に返納したのか。井戸掘削に充てた疑いがある。上記の分かる資料」に該当する文書である。

### (2) 争点

実施機関は、本件請求文書を保有していないことによる非公開決定を行った。これに対し、申立人は、本件決定を取消し、対象文書のすべてを公開すべきとして争っている。本件においてまず争点となるのは、本件請求文書の存否である。

以下、検討する。

### (3) しあわせの村のジャングル温泉について

しあわせの村は、神戸市民の福祉をまもる条例（昭和 52 年 1 月条例第 62 号）の理念の実現を目指し、市民福祉の高揚、福祉活動の推進、健康の増進等の事業を行い、市民福祉の総合的推進を図るため、平成元年 4 月に開村した総合福祉ゾーンである。

しあわせの村には、ジャングル温泉や体育館、トレーニングセンター等がある温泉健康センターを始めとする多数の施設が整備され、村内にある泉源から湧き出てくる温泉水を、ジャングル温泉や福祉エリアの施設において利用している。

ジャングル温泉を含む温泉健康センターの建設には、当時の建設省の補助金が充当されている。申立人による本件請求は、ジャングル温泉の建設の際の国庫補助金に関する文書の公開を求めるものである。

### (4) 本件請求文書の存否について

審査会が実施機関に対して、当時の国庫補助金に関する文書がないか改めて聴取したが、しあわせの村の都市公園エリアを所管し、温泉健康センターの建設を行った建設局、福祉エリアを所管する保健福祉局のいずれにおいても、庁内及び庁外の書庫を検索した結果、請求の趣旨に合致する文書を見つけることはできなかったとのことである。

すなわち、建設局には、しあわせの村に関して、永年保存文書である神戸市都市公園条例、施行規則の制定及び改正関係のファイルがあるが、それ以外には最も古いものでも平成 11 年以降の施設建設や補修等に関するファイルであり、温泉健康センター建設に関する文書はなかった。また、国庫補助金に関するファイルは年度順に整理して保管しているが、温泉健康センター建設当時の年度のものは見当たらなかった。

保健福祉局には、しあわせの村に関する古い文書として、永年保存文書である、しあわせの村条例、施行規則の制定及び改正関係のファイルや、民間福祉施設との賃貸借契約等の重要な公有財産関係のファイルが存在しているが、それ以外に保管してい

るのは最近の管理運営に関する文書が大半であり、本件請求の趣旨に該当する文書はなかった。

公文書の保存期間の観点から検討すると、市の公文書の管理は公文書管理規程に基づいて行われており、同規程では、「契約に関する公文書で重要なもの」の保存期間の基準は10年とされている。同規程に基づく公文書分類表においても、「国庫支出金関係書類」の保存期間は10年とされている。ジャングル温泉を含む温泉健康センターは平成元年に完成しており、当時の文書はすでに保存期間を満了している。

保存期間が満了しても、職務遂行上必要があると認めるときは、公文書管理規程に定めるところにより、所管課長は保存期間を延長することができるため、この点について実施機関に説明を求めたが、実施機関では、本件に関して保存期間延長の手続きを行った形跡も見当たらなかった。

なお、本件請求はジャングル温泉の国庫補助金に関する文書を求めたものであるが、その後の申立人の主張からすると、ジャングル温泉を含む温泉健康センターの建設だけでなく、温泉掘削工事についての国庫補助金に関する文書も請求の趣旨に含んでいると考えられる。

この点について実施機関に確認したところ、当時の建設省による国庫補助金は都市公園法に基づくものであり、同法第29条には、地方公共団体に対し都市公園の新設又は改築に要する費用の一部を補助することができることと規定されている。都市公園エリアにある温泉健康センターと異なり、温泉の泉源は当時、福祉エリアに位置付けられていたため、温泉掘削工事は補助対象となり得ないとのことであった。また、実施機関が当時在籍した市職員から聴取したところ、温泉掘削工事に国庫補助金が充当された事実はないとのことであった。

以上を踏まえて判断すると、本件請求の趣旨に該当する文書が存在していることを窺わせる事実を確認することができず、文書が存在しないとする実施機関の主張は不合理とはいえない。

#### (5) 結論

以上のことから、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

(参 考) 審査の経過

年 月 日	審査会	経 過
平成26年4月15日	—	* 諮問書を受理
平成26年5月2日	—	* 実施機関から非公開理由説明書を受理
平成26年6月2日	—	* 審査請求人から意見書を受理
平成26年7月16日	第279回審査会	* 実施機関の職員から非公開理由等を聴取 * 審議
平成26年8月18日	第280回審査会	* 異議申立人から意見を聴取 * 審議
平成26年9月17日	第281回審査会	* 審議